

里見公園噴水水中ポンプ修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 里見公園噴水水中ポンプ修繕

2 修 繕 目 的 里見公園の噴水水中ポンプの修繕を行い、機能を保持することを目的とする。

3 施 行 場 所 市川市国府台 3 丁目 9 番

4 施 行 期 間 契約日の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

5 修 繕 内 容

本仕様書に添付の設計書のとおり

6 添 付 資 料

図面、設計書

7 報 告 書（成果品）

- ・着手届
- ・施行体制に関する書類
- ・出来高数量表
- ・使用材料表
- ・施行前後、施行中写真
- ・完了届
- ・その他

上記を取りまとめた報告書

8 施 行 条 件

- （1）作業をする時間帯は、原則として日曜日・祝日を除く平日 8 時～17 時とする。
- （2）全ての作業において、騒音、振動、及び粉塵等の抑制に努めること。
- （3）施行期間中も公園は開放しているため、作業区域を明確にし、公園利用者が作業区域に進入しないようにバリケード等で囲うこと。
- （4）重機の出入り、資材の搬入・搬出時等には、交通誘導員等を配置するなどの対策を講じること。
- （5）施行にあたり噴水施設を停止する際は、事前に監督職員と協議を行った上で、日程を調整すること。
- （6）近接する既設構造物（撤去対象外）がある場合は、既設構造物への影響がないように配慮すること。なお、作業実施に先立ち、近接する既設構造物の有無を確認した上で、影響防止の方法等について市監督職員と協議すること。
- （7）本修繕により発生した廃棄物は、受注者の責任において適正に処分を行い、その根拠を提出すること。
- （8）施行場所および周辺の破損防止のため、作業や資材搬入の程度に応じた養生を行うこと。
- （9）修繕内容に変更が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- （10）修繕に起因して不具合が生じた場合には、作業をすみやかに中止し、監督職員に報告するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- （11）この仕様書に定めのない材料等が必要となった場合は、監督職員と協議すること。

9 そ の 他

- (1) 発注者は、受注者の修繕履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し修繕の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、修繕の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この修繕の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、修繕の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 修繕の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図



施行箇所

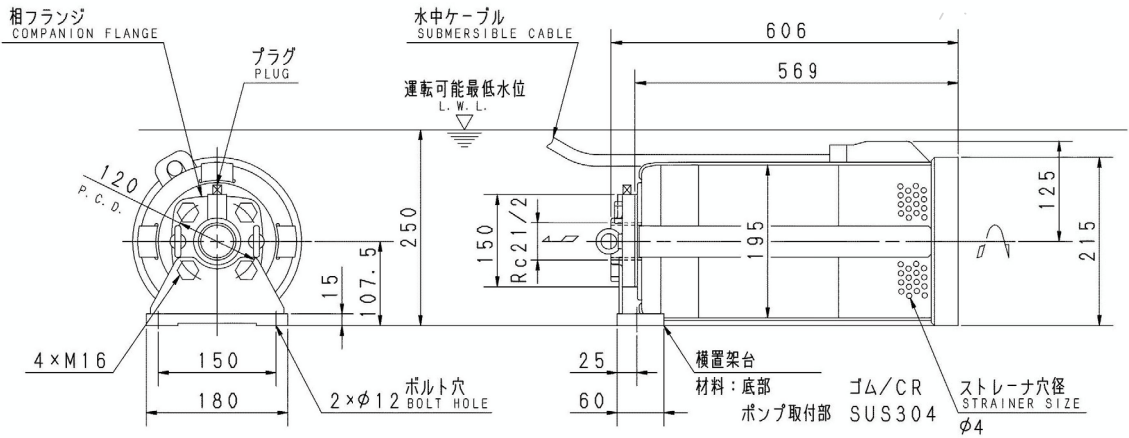
平面図



水中ポンプ更新
電源ケーブル L=20m
ハンドホール内電気設備接続

噴水

詳細図



仕様：周波数 50H z 出力 3.7kw

図面の製品は株式会社荏原製作所のものであり、同等品以上のものを使用すること。

発注年度	令和7年度		
件名	里見公園噴水水中ポンプ修繕		
施行箇所	市川市国府台3丁目9番		
図面名称	案内図・平面図・詳細図		
縮 尺	free		
図面番号	1 / 1	作成年月日	令和7年9月
事業者名	市川市 街づくり部 公園緑地課		

設計書

No.	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	本修繕費	里見公園	1.00	式			
	水中ポンプ更新						
1	水中ポンプ（横置き仕様）	周波数50Hz/出力3.7kw	1.00	台			
2	電源ケーブル		1.00	式			
3	交換工事費		1.00	式			
4	ハットホール内電気配線接続		1.00	式			
5	雑材消耗品		1.00	式			
6	運搬交通費		1.00	式			
7	廃材処分費		1.00	式			
	小計						
	諸経費		1.00	式			
	合計						千円未満切捨て
	消費税		10.00	%			
	総計						